児童手当認定(額改定)請求書・現況届 別紙

個人番号について、配偶者及び児童のものも含め、以下のとおり相違ありません。

また、支給要件の該当性を審査するため、請求者及び配偶者等の地方税関係情報等について情報連携することに同意します。

請求者 (<u>必須</u>)	職員番号		個人番号																	
	ふりがな						[[
	氏 名																			
	配偶者は、	、現在児童手当を受	給している	ません。また、本	町村等へ本請求以外の請求を行っていません。															
請求事由															(のた	め			
配偶者	ふりがな						個人番号													
	氏 名							İ												
	生年月日	昭和 平成																		
第1子	ふりがな									1	固人	番号	}							
	氏 名																			
	生年月日	平成 令和																		
第2子	ふりがな							-		1	固人	番号	1							
	氏 名						[·Ţ					, 	[<u>-</u>						
	生年月日	平成 令和					 													
第3子	ふりがな	`						個人番号												
	氏 名																			
	生年月日	平成 令和																		
第4子	ふりがな	りがな							個人番号											
	氏 名																			
	生年月日	平成 令和																		
第5子	ふりがな					•	•			1	固人	番号	1							
	氏 名																			
	生年月日	平成 令和																		

※マイナンバーカードの写しまたは個人番号の記載された住民票の写しを添付すること。

個人番号通知書の添付は不可とする。なお、個人番号通知カードは記載住所に変更がない場合は添付可能。

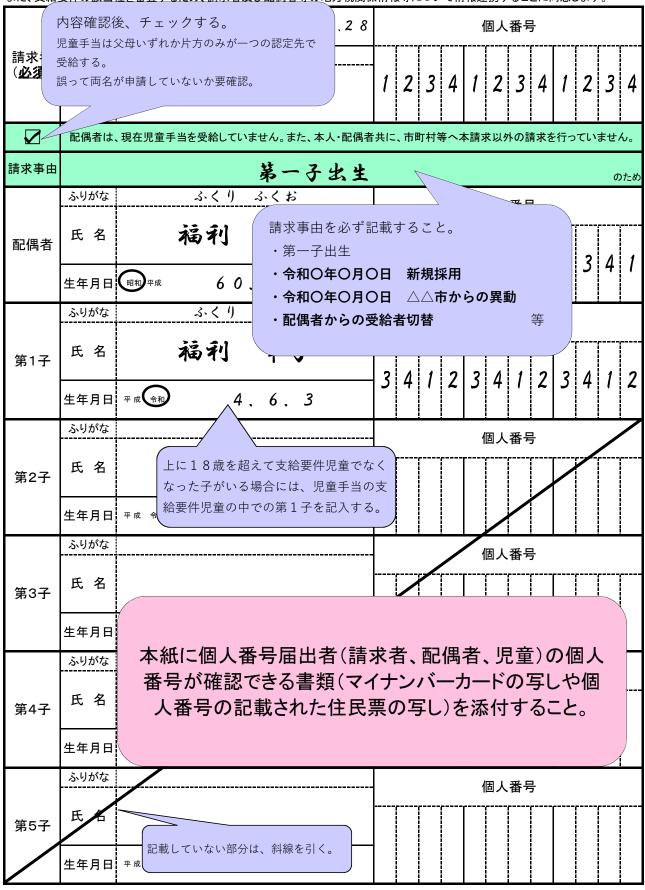
※児童は、満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者のみ記入すること。

児童手当認定(額改定)請求書・現況届 別紙

例 新規認定

個人番号について、配偶者及び児童のものも含め、以下のとおり相違ありません。

また、支給要件の該当性を審査するため、請求者及び配偶者等の地方税関係情報等について情報連携することに同意します。



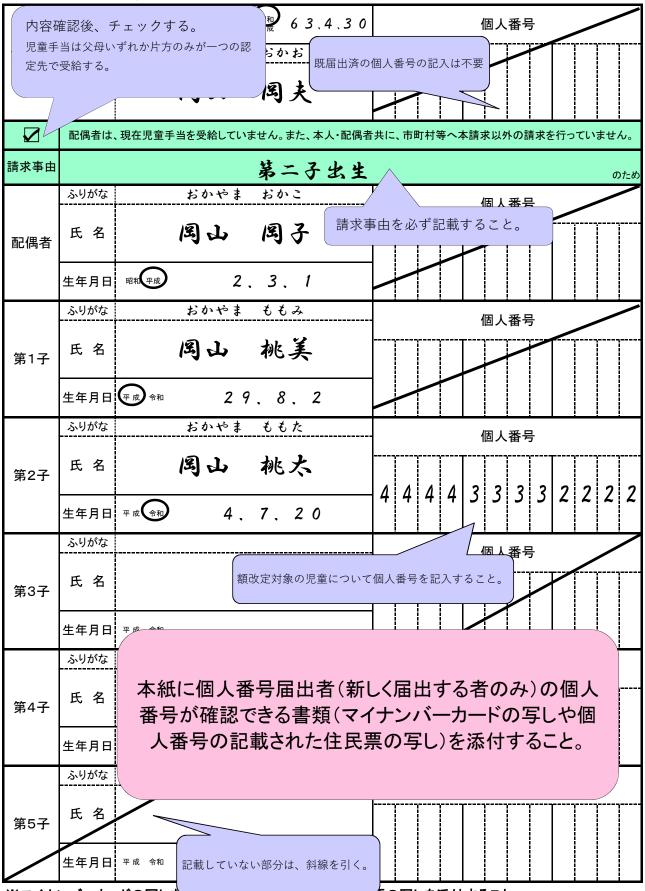
※マイナンバーカードの写しまたは個人番号の記載された住民票の写しを添付すること。

個人番号通知書の添付は不可とする。なお、個人番号通知カードは記載住所に変更がない場合は添付可能。

※児童は、満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者のみ記入すること。

個人番号について、配偶者及び児童のものも含め、以下のとおり相違ありません。

また、支給要件の該当性を審査するため、請求者及び配偶者等の地方税関係情報等について情報連携することに同意します。



※マイナンバーカードの写しまたは個人曲方の記載でなり、正式魚の写しを添付すること。

個人番号通知書の添付は不可とする。なお、個人番号通知カードは記載住所に変更がない場合は添付可能。

※児童は、満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者のみ記入すること。